

久留米市在住のひとり親家庭の親の資格取得を応援します！

自立支援教育訓練給付金のご案内

◆「自立支援教育訓練給付金」とは・・・

ひとり親家庭の親が就労に役立つ資格を取得するため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講する場合、受講修了後に受講費用の一部を支給するものです。

◆対象者

久留米市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の条件をすべて満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育しているひとり親の方
- ② 児童扶養手当の支給を受けている又は、同等の所得水準にある方
- ③ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ④ これまで自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方



◆対象となる講座

雇用保険制度の教育訓練給付（一般、特定一般、専門実践）の指定教育訓練講座

※資格の取得を要件とする講座が対象となります。

※対象講座は、厚生労働省ホームページの『教育訓練講座検索システム』で検索できます。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

（介護職員初任者研修、医療事務など様々な講座があります。）

◆支給金額

(1) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

対象となる講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額（上限は修業年数4年×20万円）

※ただし、6割に相当する額が12,000円以下の場合は支給されません。

※受講する教育訓練講座により修業年数の上限は異なります。

※対象経費は、入学料と受講料です。必ずしも必要とされない補助教材費や補講費、支払の分割手数料等は対象外となります。

(2) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

(1) の金額から、雇用保険法の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

※ただし、その差額がない場合や、差額が12,000円以下の場合は支給されません。

※(1)・(2)ともに、実際の支給は、受講修了後となります。

◆支給を希望される方は、受講開始前に、事前相談の上、講座の指定の申請をし、この給付金の講座の指定を受ける必要があります。 まずはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 久留米市役所 子ども未来部 家庭子ども相談課（16階）

自立支援教育訓練給付金担当 電話 0942-30-9063

◆必要な手続きについて

※手続きに時間を要する場合があるため、日程に余裕を持った事前相談・事前申請をお願いします。（受講開始2週間前まで）

申請の前に

支給を希望される方は、申請の前に事前相談が必要です。**受講開始前までに、窓口で事前相談をしてください。**（受講を希望する講座のパンフレット等をご持参ください）。生活状況等を含めた対象資格の取得見込など、支給の必要性について面談を行います。）

講座の指定申請

事前相談を終えた方は、**受講開始前までに、必要な書類をそろえて、講座の指定の申請をしてください。**

<講座の指定申請に必要な書類（下記以外の書類が必要になる場合もあります）>

1. 自立支援教育訓練給付金 講座指定申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書。ただし、8月～10月に申請する場合は所得証明書（又は所得確認同意書の記入・押印）が必要です。
5. （児童扶養手当証書が無い場合）ひとり親家庭医療証の写し
6. 受講する講座のパンフレット等（講座名、学校名、金額等がわかるもの）
7. 「教育訓練給付金支給要件回答書」（雇用保険に加入したことがある人。ハローワーク発行）
8. 申請者のマイナンバーがわかるもの（申請書に記入するため）

講座の指定決定

↓ 決定後、講座指定決定通知書をお送りします。受講の手続きをしてください。

講座の受講開始

↓ 指定された講座を受講してください。

※やむをえず途中で受講中止された場合は、市役所へご連絡ください。

受講修了・給付金の支給申請

受講修了後30日以内に、給付金の支給申請をしてください。

<支給申請に必要な書類（下記以外の書類が必要になる場合もあります）>

1. 自立支援教育訓練給付金 支給申請書（窓口にあります）
2. 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
3. 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄が記載されたもの）
4. 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書。ただし、8月～10月に申請する場合は所得証明書（又は所得確認同意書の記入・押印）が必要です。
5. （児童扶養手当証書が無い場合）ひとり親家庭医療証の写し
6. 講座指定通知書（市が発行したもの）
7. 指定講座の修了証明書の写し（学校が証明し発行したもの）
8. 指定講座の入学料及び受講料の領収書の写し（学校が証明し発行したもの）
9. 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
(雇用保険制度の教育訓練給付金の受給者のみ必要。ハローワークで発行されたもの。)
10. 申請者のマイナンバーがわかるもの（申請書に記入するため）

給付金の支給決定

↓ 支給決定後、支給決定通知書及び市指定の請求書、アンケートをお送りします。

請求書とアンケートの提出

⇒ **給付金の振込（請求書提出後、3週間程度）**